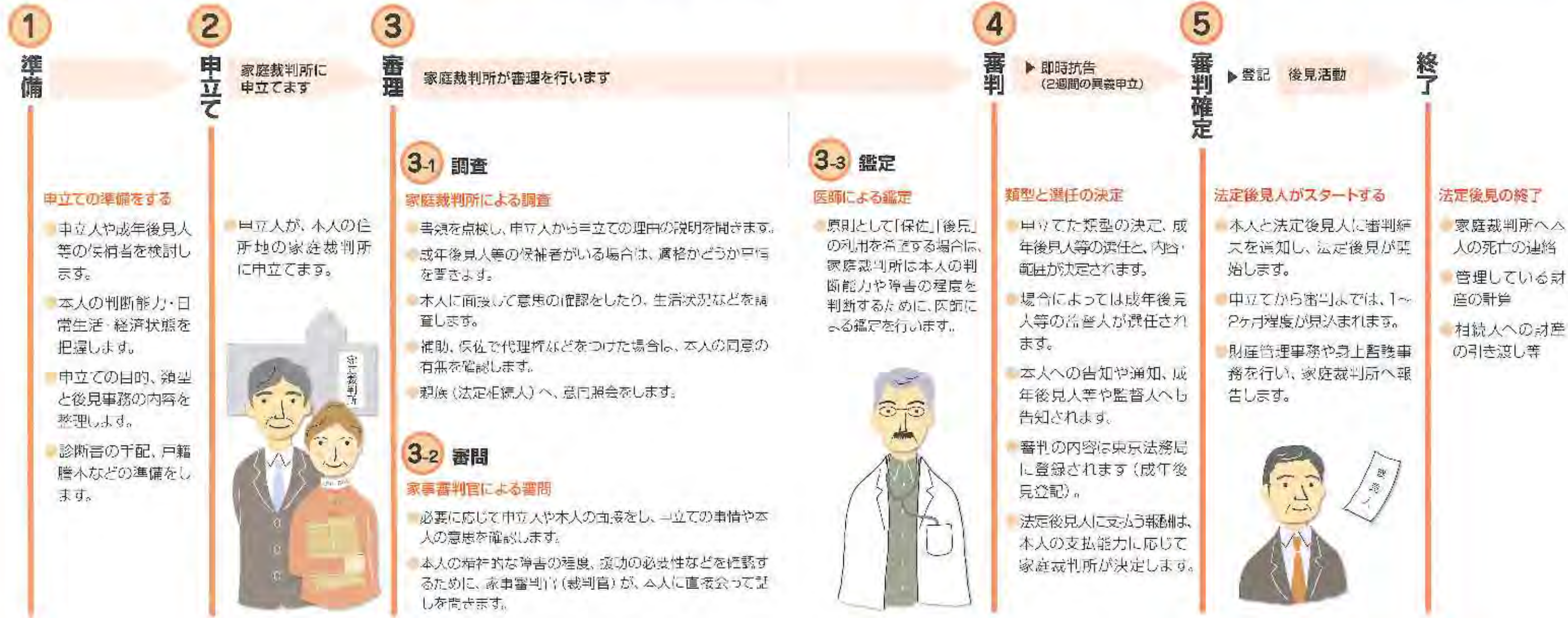


# チャートでみる 法定後見制度 の流れ

すでに判断能力が不十分な方



## 申立てをすることができる人

本人、配偶者、四親等内の親族【注1】、任意後見受任者、区市町村など

## 申立てに必要な書類・金額など

- ① 申立書類 家庭裁判所で表書き
- ② 収入印紙 3,400〜5,000円／郵便局・法務局等
- ③ 郵便切手 3,200〜4,100円／郵便局
- ④ 本人の戸籍謄本 本籍のある区市町村の戸籍担当係
- ⑤ 本人の戸籍の附票【注2】または住民票

- ⑥ 登記申請証明書（登記されていないことの証明書） 300円／東京法務局で発行されます。
- ⑦ 定形診断書 10,000円程度（かかりつけ区なら診療科目は問いません。  
〔保佐、後見の場合、医師の鑑定費として5〜10万円を家庭裁判所に支払います。〕

※成年後見の開始（必要な書類、金額などは変更になる場合があります。）

## 成年後見人等候補者を記載する場合、左記の書類の他に用意するもの

- ① 成年後見人等候補者の戸籍謄本 本籍のある区市町村の戸籍担当係
- ② 成年後見人等候補者の住民票 住所地の区市町村の住民票担当係

### 【注1】

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。  
① 親、祖父母、子、孫、ひ孫 ② 兄弟姉妹、姪、姪孫 ③ おじ、おば、いとこ（いとこの配偶者は親族ではないので申立てはできません。） ④ 配偶者の親、子、兄弟姉妹

### 【注2】

戸籍に記載されている人の住所等が記載された書類です。本籍地の区市町村戸籍担当係で発行します。

戸籍附票はどこ？

# チャートでみる 任意後見制度の流れ

将来の不安に備えたい方

1

## 任意後見人を決める

### 任意後見人を決める

- 将来の不安や心配事について、どんなサポートを受けたいか、本人とそのサポートを依頼された人が話し合い、任意後見の内容と任意後見の受任者を決めます。
- サポートの内容が決まったら、本人と任意後見の受任者は、公証役場に出向いて、その内容について公正証書により正式に契約を交わします。



2

## 任意後見契約を結ぶ

▶ 登記

### 任意後見契約を結ぶ

本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。

#### 必要な書類

##### ◆本人に関するもの

- 戸籍謄本
- 住民票
- 印鑑証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明する物

##### ◆任意後見人に関するもの

- 住民票(法人の場合は登記簿謄本)
- 印鑑証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明する物

##### ◆その他

- 診断書や財産目録などが必要な場合もあるので公証人に確認する。

公正証書の内容は、公証人からの依頼(嘱託)により、東京法務局に登録されます(成年後見登記)。

任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

### 任意後見契約書作成にかかる費用

- ①任意後見契約書作成の基本手続き料 11,000円
- ②登記嘱託手数料 1,400円
- ③登記に納付する印紙代 2,600円
- ④その他 証書代 登記嘱託書郵送用紙手代など



3

## 任意後見監督人の選任を申立てる

### 任意後見監督人選任の申立ての手続き

- 申立権者  
本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者

#### 必要な書類

- ◆申立人  
申立書、戸籍謄本
  - ◆本人  
戸籍謄本、戸籍附票  
登記されていないことの証明書  
診断書
  - ◆任意後見受任者  
戸籍謄本  
住民票  
任意後見契約公正証書の写し
- 任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

### 任意後見監督人の選任にかかる費用

- ①申立手数料 800円
- ②通信費 裁判所によって違う。
- ③登記手数料 1,400円

5

## 後見事務がスタートする

任意後見監督人による監督

### 任意後見人のスタート

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続が行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

6

## 任意後見契約の終了

### 任意後見契約の終了

- 解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- 解任(不正な行為等が判明した場合)
- 死亡・破産(本人や任意後見人)など
- 法定後見の開始



### 任意後見開始後にかかる費用

- ①任意後見人の報酬 本人と任意後見受任者(後の任意後見人)との契約によって決めます。
- ②任意後見監督人の報酬 家庭裁判所が決定します。
- ③任意後見人、任意後見監督人の事務費

# 品川成年後見センターの事業

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行います。

## (1) 相談・手続き支援

後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続きを案内し必要な支援を行います。また、後見人になる親族がいない場合には、下記の手続きや成年後見制度によるサービスを提供します。

### ○ すぐに支援が必要＝法定後見

区と連携し、区長申立権を活用します。

### ○ 将来の不安に備える＝任意後見

「任意後見契約」を希望する場合には、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言」を組み合わせサービスを提供します。

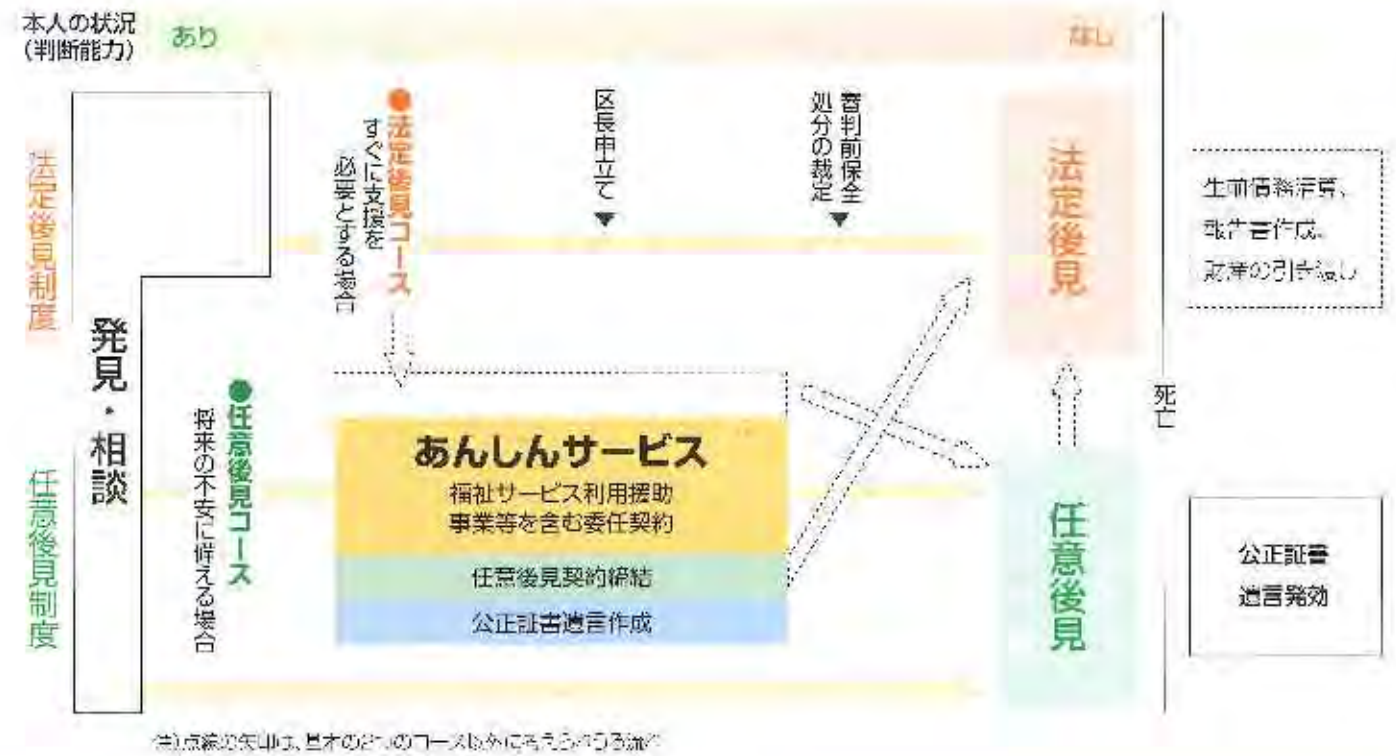
### ※あんしんサービス契約

身近に親族がいない高齢者や障害者に対して定期的に訪問し、日常生活の維持に必要な金銭管理や各種手続きの代行等の支援を行います。

## (2) 成年後見センター運営委員会による円滑で適正な制度運営の担保

学識経験者、医師、法律・福祉・行政関係者等からなる「品川成年後見センター運営委員会」を組織し、区社協による後見受任の適否や提供しているサービス内容等の必要な事項の審査および事業の監査を行います。

# 重層的な制度活用



# 発見・相談から成年後見制度利用までの流れ

